

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。以下この項において「法」という。)の項に次のように加える。

法第五十七条において準用する法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録	広島県地域通訳案内士の登録手数料	五、一〇〇円
法第五十七条において準用する法第二十三条第二項の規定による地域通訳案内士登録証の訂正	広島県地域通訳案内士登録証の訂正手数料	四、〇〇〇円
法第五十七条において準用する法第二十四条の規定による地域通訳案内士登録証の再交付	広島県地域通訳案内士登録証の再交付手数料	四、〇〇〇円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「一四四、七一〇円」を「四六二、九四〇円」に改め、同表十五の項中「二三九、六五〇円」を「九四〇、六五〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。